

投資信託の終了後に生じる金銭の取扱いに関するガイドライン

平成25年7月18日制定
令和8年3月19日改正

1. 目的

このガイドラインは、投資信託委託会員（定款の施行に関する規則第2条第1第11号に定める投資信託委託業者をいう。以下同じ。）による投資信託の信託終了後に生じる金銭の取扱いについて基本的な考え方を示すことを目的とする。

2. 原則

投資信託委託会員は、投資信託の信託終了後に生じた金銭を、原則として終了（償還）時の受益者に返還することとする。ただし、投資信託契約に別に定めがある場合や受益者に返還することが困難な場合はこの限りではない。

3. 投資信託の終了時の取扱い

投資信託委託会員は、投資信託の信託終了時において、当該信託終了後に入金が見込まれる金銭の有無及び投資信託財産への計上可否について受託者と協議し、投資信託財産に計上できる金銭がある場合には、立替えにより投資信託財産への計上を行った上で終了することとする。

なお、立替えは投資信託約款に定める「受託者の立替え」を踏まえ、処理方法を受託者に確認した上で実施する。

4. 投資信託財産への計上可否の考え方

投資信託委託会員は、「3.」に定める投資信託財産への計上の可否については、①発生の確実性（目安として償還日から1年以内の入金が見込まれるもの）や②金額の確実性（入金額が確定し、還付手数料等の諸費用を控除して（銘柄別に）なお1円以上の入金が見込まれるもの）を判断基準として判定することとする。

5. 投資信託の信託終了後に生じた金銭の返還について

投資信託の信託終了後に新たに生じた金銭の返還には、通常、返還に要する費用（発送費用（切手代、封筒代、印刷代等）、振込費用、受益者特定のための費用等、合理的に必要と想定される費用。以下「返還費用」という。）が生じると考えられる。

投資信託委託会員は、投資信託の信託終了後に生じた金銭について、受益者数や返還費用等を勘案して受益者への返還の可否を原則として発生毎に判断することとする。

6. 返還可否の判断について

投資信託の信託終了後に生じた金銭の返還の可否は、投資信託委託会員が自身の判断基準に基づき決定できる場合や販売会社に返還費用を確認した上で決定する場合がある。

投資信託委託会員は、以下の「返還可否の判定について」を参考にして返還可否の判断に関する社内基準を定めることとする。

<参考>

返還可否の判定について

(1) 信託終了後に生じた金銭が少額な場合

発生した金銭が受益者数と比較して著しく少額である場合等は、投資信託委託会員が自身で返還可否を決定する。返還可否の判定基準として、以下の方法が考えられる。

- ① 信託終了後に生じた金銭について、投資信託の終了時の受益権口数を用いて基準価額計算口数当たりの金額を計算する。当該金額が1円未満の小数の場合は返還不可と判定する。
- ② ①の判定で1円以上の結果が出た場合、返還費用を勘案して返還可否を判定する。返還費用は、投資信託終了時の運用報告書の送付部数により推定される受益者数を用いて試算する方法や過去の返還事例を参考にする方法が考えられる。信託終了後に生じた金銭が返還費用を下回る場合は返還不可と判定する。

(2) (1) ②で返還不可と判定されない場合

信託終了後に生じた金銭が返還費用を超過する場合は返還可と判定する。

7. 返還不可と判断した場合について

投資信託委託会員は、投資信託の信託終了後に生じた金銭について、返還できないと判断した場合、その旨を受託者に連絡するとともに当該金銭の取扱いについて受託者と協議の上処理することとする。

附 則

このガイドラインは、平成25年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から実施する。